

よくある質問事例集

1) 申込手続きについて

Q1. 申込書類はどこでもらえますか。

各区保育給付課または宮城総合支所保健福祉課の窓口のほか、仙台市ホームページからもダウンロード可能です。

Q2. 保育施設等の利用申込期間はいつからいつまでですか。

4月1日付利用申込の申込受付期間は年度ごとに異なりますので、利用案内等でご確認ください。例年、11月上旬から12月上旬の約1ヶ月間が受付期間となっています。なお、年度途中の利用申込の締切日は、1日付入所は前月5日、16日付入所は前月20日となります(締切日が閉庁日の場合は前開庁日)。

Q3. 申込締切日までにすべての提出書類が用意できない場合でも受け付けてもらえますか。

締切日までに書類が不足している場合は受け付けできません。ただし、調整指数や保育料算定に必要な書類(課税証明書や在園証明書など)が不足の場合は、利用調整時の順位が下がってしまう場合がありますが、受付自体は可能となります。日にちに余裕を持って書類の準備をお願いします。

Q4. 居住している区等以外に所在する保育施設等も希望したいのですが可能ですか。

利用申込は第1希望の保育施設等がある区等へ提出しますが、第2希望以下には他の区等に所在する保育施設等を記入していただいても構いません。

Q5. 現在は仙台市外に住んでいますが、申込みは可能ですか。

可能です。しかし、利用開始日時点においては仙台市民であることが申込要件ですので、利用可能となった際は速やかに利用開始日までに仙台市への転入手続きを行ってください。

Q6. 産まれる前でも利用申込はできますか。

出生前での申込みはできません。また、利用開始希望日時点で受入月齢を満たしていない保育施設等も申込書に記入できませんのでご注意ください。

Q7. 保護者以外(祖父母等)でも申込手続きは可能ですか。

原則として保護者が手続きを行いますようお願いいたします。やむを得ない場合は必ずご相談ください。

Q8. 兄弟姉妹で同時申込する場合について教えてください。

申込書及び家庭状況等申告書は申込児童1人につき1部となりますが、その他の提出書類は1部で構いません。また、兄弟姉妹で申込み予定の方は申込書の2ページ「兄弟姉妹同時申込みの場合」についてを必ず選択してください。

Q9. 申込み後、希望保育施設等の追加や利用調整に影響する変更(就労先や勤務時間の変更など)があった場合はいつまでに手続きすればよいですか。

変更があった際は速やかに手続きをお願いします。利用開始希望日の締切日までに提出いただければ変更は間に合いますが、締切日を過ぎた場合は次回の利用調整から反映されます。

Q10. 求職活動中ですが、保育必要量の保育標準時間を希望できますか。

保護者のいずれかが求職活動中の場合は保育短時間での申込みとなります。保育施設等へ入所後は3ヵ月以内に就労することが必須となります。その際、家庭状況等変更届と就労証明書等を提出していただきますが、併せて保育標準時間への変更が可能となります。

Q11. 新年度申込みと現年度申込みを同時に行う場合、提出書類はそれぞれ必要となりますか。

それぞれ申込書(年度ごと必要)が必要ですが、その他の提出書類は1部でも構いません。

Q12. 仙台市外に住んでいますが、郵送での申込みは可能ですか。

原則として窓口での申込みとなりますが、郵送での申込みも受け付けております。ただし、郵送時の注意事項がございますので必ずご確認ください、ご了承のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。

Q13. 求職活動をするために兄弟同時申込をする予定ですが、上の子または下の子のみが入所した場合は就労しなくても大丈夫ですか。

兄弟姉妹同時申込の場合に、1人でも入所となった場合は就労することが必須となります。

Q14. 4月1日付であれば確実に保育施設等を利用できますか(利用待機となる可能性はどのくらいですか)。

確実に利用できるわけではありません。可能性を明確に表示することはできませんが、例年およそ80%前後の割合で利用案内となっております。

Q15. 申込みは早ければ早い方が有利になりますか。

申込日によって優劣がつくことはありません。

2) 保育施設等について

Q16. 認定こども園や家庭的保育事業(保育ママ)、小規模保育事業、事業所内保育事業などの施設は認可保育施設ですか。

「仙台市保育利用対象施設等一覧」に記載されている保育施設等はすべて認可保育施設です。認定こども園とは幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設であり、3歳未満児には保育を、3歳以上児には教育・保育を提供する施設です。また、保育ママ・小規模保育・事業所内保育は地域型保育事業とも言い、2歳児クラス(3歳になった年の年度末)までの利用となりますので、3歳児以降も引き続き保育を希望する場合は再度の申込みが必要となります。

Q17. 「期間限定保育」とは何ですか。

新設保育施設で定員に満たない5歳児保育室等を利用して、1歳児クラスから2歳児クラスまでの2年間の期間限定で保育を行うものです。期間限定のため、期間終了後は必ず退所となります。3歳児以降も引き続き保育を希望する場合は再度の申込みが必要となります。

Q18. 希望保育施設等の数は利用調整の順位に影響がありますか(希望施設数は1ヵ所のみの方が有利ですか)。

希望数や希望順位で優劣がつくことはありません。希望保育施設等はいくつ記入しても構いませんが、利用案内を辞退した場合、年度内の指数同点時の場合の利用調整順位において不利になりますので、通園可能な範囲でご希望ください。

Q19. 保育施設等の見学をしておく利用調整で有利になりますか。また見学する際のポイントはありますか。

利用調整には一切影響はありませんが、見学をお勧めしております。見学する際のポイントは、施設内での生活や保育方針、衛生面、アレルギー対応、保育料以外に発生する費用等、実際の保育現場の様子、通園可能かどうかなどをご確認いただければと思います。

3) 保育を必要とすることを証明する書類について

Q20. 4月1日付利用申込を希望で、4月1日から就労(採用)予定ですが保育の必要性の事由は就労とみなされますか。

4月1日(利用開始希望日)時点での保育の必要性を判断するため、就労とみなします。

Q21. 単身赴任中なのですが、就労証明書の「本人住所」はどこを記入してもらえばよいですか。

単身赴任中の滞在住所を記入してください。

Q22. 現在は育児休業中で入所後に復職予定ですが、提出書類は就労証明書でよいですか。

育児休業期間が記載された就労証明書をご提出ください。なお、入所後は2ヵ月以内の復職が必須となります。また、上のお子さんがすでに認可保育施設を利用されている場合、復職日は、利用開始後2ヵ月以内、または承認期間の翌日までのどちらか短い期間となります。

Q23. ダブルワークをしていますが合わせて月64時間以上就労していれば就労とみなされますか。

就労とみなします。

Q24. 現在は育児短時間勤務となっていますが、就労証明書に記載する就労時間は育児短時間勤務の時間帯となりますか。

正規の就労時間の記入をお願いしてください。育児短時間勤務の時間帯を記入する場合は付記事項欄へ記入するようお願いしてください。

Q25. 会社経営者ですが、就労証明書と事業状況申告(証明)書どちらを提出すればよいですか。

株式会社や有限会社などの法人事業の場合は就労証明書を、それ以外の個人事業主またはその専従者として従事する方は事業状況申告(証明)書をご提出ください。

Q26. 企業等には所属せず個人で活動していますが、仕事は各企業からの依頼を受けて行っているような場合、就労証明書と事業状況申告(証明)書どちらを提出すればよいですか。

確定申告は自分で行っているなどの場合は事業状況申告(証明)書をご提出ください。

Q27. 現在は仕事をしていますが、利用開始希望日時点では退職する予定です。この場合は何を提出すればよいですか。
利用開始希望日時点では就労していないため、求職活動状況申告書をご提出ください。

4) 利用調整について

Q28. 「基準指数」「調整指数」「利用調整順位」の違いは何ですか。

「基準指数」は保護者の保育を必要とする状況を就労証明書等により指数化したもの、「調整指数」は家庭状況等により加点減点するもの、「利用調整順位」は基準指数と調整指数の合計が同点となった場合に優先順位を判断するものです。

Q29. 利用調整の方法を教えてください。

希望する保育施設等において受入可能枠があった場合、利用申込をしている児童の中から基準指数等により順位の最も高い児童から順番に利用案内を行います。

Q30. 祖父母と同居している場合、何か提出書類はありますか。

利用開始希望日時点で祖父母が65歳以上の場合は書類の提出は不要です。65歳未満の祖父母が保育に協力可能な場合(保育を必要とすることを証明する書類(求職活動状況申告書を除く)の提出がない場合)は調整指数が1点減点となります。

Q31. 祖父母と同居しているが世帯は別としている場合、別居扱いとなりますか。

基本的に同居扱いとなります。保育施設等の利用申込においては、祖父母と同じ建物に住んでいれば同居と考えますが、二世帯型住宅などで公共料金が別々に請求されているなど、明確に分かれている場合は別居とみなす場合もあるので、その際にご相談ください。

Q32. ひとり親に該当する場合、何を提出すれば良いですか。

児童扶養手当証書の写しまたは戸籍の全部事項証明書をご提出ください。離婚調停中などの場合はご相談ください。

Q33. 保育施設等で保育士として就労している場合は加点されますか。

利用開始日時点において、宮城県内の認可保育施設等または企業主導型保育事業もしくは仙台市から運営費等の助成を受けている認可外保育施設で保育士または保育教諭として就労する場合は加点されます。

Q34. 3月31日(年度末)で小規模保育(地域型保育事業)施設を卒園しますが、保育施設の新規申込みをする場合、利用調整で優先されますか。

調整指数において10点加点されます。

Q35. 認可外保育施設や一時預かりを利用していますが、利用調整で優先されますか。

在園・通所証明書を提出することで指数同点時の場合の利用調整順位において優先されます。

Q36. 利用案内を受けた保育施設等の利用を辞退した場合、減点(ペナルティ)があると聞いたのですが本当ですか。

利用案内を辞退された場合、指数自体は減点されませんが指数同点時の場合の利用調整順位において不利になります。

Q37. 利用調整の結果はいつわかりますか。

4月1日付1次申込については1月下旬に保育施設等との面接のお知らせを郵送し、面接の結果を受けて2月中旬に結果を通知します。2次申込は2月下旬に面接のお知らせを、3月中旬に結果を通知します。4月16日付以降の結果は入所のおよそ2週間前に電話にてお伝えします。なお、利用待機となった際は、利用開始希望日の結果について初回のみ通知しますが、以降の結果については連絡はいたしません。

Q38. 利用調整で同点の児童がいた場合、当該保育施設等を第1希望にしている児童が優先されますか。

指数同点時の場合、優先順位は指数同点時の場合の利用調整順位のみで判定しますので、保育施設等の希望順位は影響ありません。

Q39. 利用調整では何点くらいで利用案内となりますか。

確実に利用案内となる点数を提示することはできませんが、保護者が共にフルタイムで就労している想定として20点が目安ではないかと感じています。ただし、20点以上であれば必ず利用案内となるというわけではないのでご注意ください。

5) 利用者負担額（保育料）について

Q40. 保育料はどのようにして算定されますか。

保護者の市町村民税所得割額の合計を算出し、その金額が該当する階層区分の保育料となります。階層区分及び保育料については利用者負担額等(月額)をご確認ください。なお、税の未申告や必要書類の未提出等により所得割額を確認できない場合は最高階層となりますのでご注意ください。

Q41. 課税証明書等が必要となるのはどのような場合ですか。

市外転入者や単身赴任等により仙台市外で市町村民税の決定を受けている場合に必要です。市町村民税は1月1日時点に住んでいる市区町村で決定されます。4～8月分の保育料は前年度の市町村民税によって、9月～翌年3月分の保育料は当該年度の市町村民税によって決定されます。

Q42. 課税証明書等が提出できなかった場合はどうなりますか。

利用調整においては、所得金額が不明のため指数同点の場合、優先順位が下がる可能性があります。また保育料は最高階層となります。提出書類は市県民税(非)課税証明書のほか、会社員の方は「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、自営業の方は「市民税・県民税課税明細書」でも構いません。

Q43. 税が未申告の場合はどうしたらよいですか。

未申告の場合は税の申告手続きを行う必要がありますので、財政局市民税課または区の税務会計課にてお手続きください。

Q44. 利用者負担額の第1子、第2子の取り扱いについて教えてください。

利用者負担額等(月額)の裏面に記載のとおり、同一世帯の2人以上の児童が同時に保育所や幼稚園等を利用している場合(上の子は幼稚園、下の子は保育園など)、2番目の児童について「第2子」欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

Q45. 無償化の対象は何歳児クラスからですか。また無償化の手続きは必要ですか。

3歳児クラス以上または0～2歳児クラスの住民税非課税世帯は保育料が無償となります。手続きは必要ありません。

Q46. 保育料以外に発生する費用はありますか。

0～2歳児クラスは食材料費が保育料の一部に含まれていますが、3歳児クラス以上は食材料費として主食費(ご飯・パン等)と副食費(おかず・おやつ等)が発生します。その他の費用については各保育施設等へお問い合わせください。

6) その他

Q47. 保育施設等との面接はどのような内容ですか。

面接は児童同伴で行われます。お子さんの様子(発達面や健康状態、家庭状況)についてお聞きします。保育施設等が面接により集団保育が可能か直接確認することで当該保育施設等での受け入れ可否を判断します。

Q48. 認可外保育施設や一時預りを利用する場合、申込みや問合せはどこになりますか。

認可保育施設等での一時預かりを含め、直接各施設へお問い合わせください。

Q49. 認可保育施設等の利用申込等について、相談したい場合はどこに相談するとよいですか。

区役所保育給付課保育係には保育サービス相談員がおりますので、窓口や電話にて気軽にご相談ください。

◆注意事項

本紙1～4頁に記載されている内容のほか、『保育施設等利用案内』や『教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書』等に記載されている内容は必ずご確認ください。

そのほか、ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

◆利用申込に関する説明動画の配信

太白区ホームページ内に説明動画を掲載しておりますので是非ご覧ください。(<https://www.city.sendai.jp/taihaku-hoiku/riyoumousikomi.html>)

掲載場所：太白区トップページ > 健康・福祉・子育て > 保育に関すること > 認可保育施設等の利用申込について

※こちらのQRコードからもアクセス可能です→



◆お問い合わせ先

太白区役所 保育給付課 保育係

〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目1番15号 TEL:(直通)022-247-1314(内線6763)